

広島県告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）